

会則

第1条（名称・所在地）

本会は、うらたみつるバリアフリーの会と称し、主たる事務所を埼玉県桶川市に置く。

第2条（目的）

本会は、浦田充氏の政治活動を後援することにより、桶川市の発展及び市民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、会員名簿への署名をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長、会計責任者（会長と兼任可）、会計責任者代行
また、監事をおくこともできる。

第6条（役員を選出）

役員は、総会において選出する。

第7条（会議）

会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、年会費及び寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（年会費）

会員の任意の額を入会時及び毎期の通常総会后2か月以内に支払うものとする。

第10条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき通常総会に報告する。

ただし、監事が選任されている場合は監事による監査を受け、その監査意見書を付した上で行わなければならない。

第11条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第12条（補則）

本規約に定めなき事項については、会長が決定する。

附 則

本規約は、令和元年 5 月 10 日から実施する。